

四国耐震診断評定委員会運営の一部変更について

平成28年4月28日

四国耐震診断評定委員会委員長 松島 学
四国耐震診断評定委員会幹事県（高知会）

平成28年6月開催する標記委員会から、その運営について以下のとおり、一部の事項について変更する。

1. 委員会の開催回数について

- 現 行：原則月2回の開催
- 変更後：原則月1回の開催
 - ・ 申込期限までに、申し込みが無い場合には開催しない。
 - ・ 但し、1件でも申し込みが有る場合には月1回は開催する。

2. 委員会の開催日

- 現 行：月担当幹事県が適時決定
- 変更後：原則第3土曜日1日
 - ・ 1日の処理件数を超えた場合は、幹事会（高知会）及び委員長と協議の上、翌月の第1土曜日に追加開催する等の対応をする。

3. 評定対象物件等について

- 現 行：対象物件の所在地が四国であること。
又は、受託（下請け含む）事務所が四国内の建築士事務所であること。
（以下、上記の現行の評定対象物件を「四国内物件」と言う。）
- 変更後：対象物件の所在地及び建築士事務所の所在地の条件を撤廃する。
但し、四国内物件を優先する基本的な考えに変更は無い事から、申し込み状況によっては、四国内物件に影響が生じないように調整する。
そのため、四国内物件以外の申し込みが有った場合には、事前に事務局（高知会）へ連絡する。
（四国内物件の申し込み状況、申し込み理由等を勘案して調整する）
※ 申込先は依頼者の意向による。（規定無し）

4. 評価書の交付（読み上げ）について

- 現 行：A・B物件の評価書の交付は、次回評定会で確認した後交付する。
- 変更後：

- ア) A物件の評価書の交付は、委員長がメールで確認した後交付する。
B物件の評価書の交付は、出席の正副委員長1名に内容を説明し、了解を得た上で、残り2名の正副委員長及び各県の幹事長4名に結果をメール後交付する。

5. 少人数での委員会の開催について

- 現 行：出席可能な人数（規程での最低人数以上）で開催。（通常6～7人）
- 変更後：少数物件（半日）の場合には、正副委員長1名と委員2名の計3名程度で開催する。
（正副委員長と物件提出単位会及び担当幹事単位会幹事長の3～4名）

6. その他

一次診断を評価対象とするか否かについては、今後の検討課題とする。